

## 平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」 企画運営業務仕様書

### 1 業務の概要

#### (1) 名称

平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務

#### (2) 目的

平成30年度に「平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」（以下「本催事」という。）」を開催する。

本業務は、本催事の開催に関する企画、実施計画の策定、事前準備、各種調整、広報、会場設営及び実施等全般にわたる企画運営業務（以下「本業務」という。）を委託することにより、円滑に本催事を開催することを目的とする。

#### (3) 本催事の概要・趣旨

○期間 平成30年10月13日（土）～同月14日（日）

○会場 倉吉未来中心

○内容 本催事では、「障がいを知り、共に生きる」をテーマとして、音楽、演劇、ダンスなど、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが参加し、楽しみ、感動を共有することのできる鳥取県らしい心温まる舞台芸術祭を目指している。

※別添する資料に掲げる「開催方針」を確認すること。

#### ■本催事で予定している主なイベント

平成30年10月13日	オープニングステージ
10月13日～14日	県内公募団体によるステージ発表
10月13日～14日	体験コーナー
10月13日～14日	障がい者アートの展示
10月13日～14日	障がいサービス事業所による販売コーナー
10月13日～14日	バリアフリー映画
10月13日～14日	スポーツレクリエーション体験
10月13日～14日	あいサポートコーナー
10月13日	講演会等
10月14日	フィナーレステージ

#### (4) 業務期間

契約締結日から平成30年12月15日までとする。

#### (5) 予算額

19,014,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

また、当初契約に定められた業務内容の遂行に当たって追加の費用負担が生じた場合においても原則として受託者の負担とする。

### 2 一般事項

(1) 本仕様書は、鳥取県（以下「発注者」という。）が実施する本業務に適用する。

(2) 受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。

(3) 業務遂行に必要な人員は、全て受託者において確保する。

体制（人数）、業務内容、業務指揮系統等を明らかにし、障がいに配慮した対応ができるよう適正に配置をする。

(4) 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

ア スケジュール表（工程表）

- イ 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
  - ウ 外部の協力者がいる場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
  - エ その他発注者が必要に応じて指定する書類
- (5) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者とは常に密接に連絡を取るとともに、その内容についてその都度記録し、発注者の確認を得るものとする。
- (6) 受託者は、業務の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、業務の区分ごとに発注者に中間報告を行い、その承認を得るものとする。
- (7) 受託者は、発注者の承認を得ないで本業務で得た成果品等を使用、貸与又は公表してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。
- (8) 本業務に必要な資料、情報の収集、実施例の調査等は本業務に含まれる。
- (9) 業務に必要な資料については可能な限り貸与する。貸与資料は、業務遂行以外の目的に使用してはならない。
- (10) 映像、掲示、運営等で特許権、著作権等に関わるものを採用しようとする場合は、発注者と協議を行うものとする。
- (11) 受託者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項について決定すべき事由が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うものとする。
- (12) 本業務の実施に当たり、作業に重大な影響のない変更は、発注者の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しないものとする。
- (13) 本業務に係る物品・役務等の調達に当たっては、県内の障がい者就労系事業所に優先発注すること。(ただし、県内の障がい者就労系事業所が受注できない物品・役務等である場合は、この限りでない。)
- なお、障がい者就労系事業所の製品等に関する情報については、鳥取県障がい福祉課ホームページ上の『は一とふるTOTTORI』に掲載しているため、活用すること。
- (<http://db.pref.tottori.jp/heartful.nsf/index.htm>)

### 3 業務内容

本催事の趣旨(別添2「平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」開催計画(案)」(以下「開催計画案」という。))の資料等により本催事のテーマ、開催方針を確認すること。)に沿い、障がいへの理解に努め、障がい者に配慮した企画運営とすること。

業務の企画運営に当たっては、発注者が定めた開催計画案を前提とすること。ただし、一部の内容又は会場の変更もあり得るため、必要な調査や調整が生じた場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。

また、発注者が開催計画案において計画している各イベント及び事業とは別に、本催事のテーマ、開催方針に沿った、本催事の目的達成に効果的と考える独自企画を1つ以上提案すること。(日程等は、本催事の期間中であれば開催計画案の記載にこだわらない)。

#### (1) 実施計画等の作成

実施計画書について、概要版と詳細版を作成すること。概要版については、次に記す①、②、⑩、⑪、⑫が記載されたものを作成し、発注者の示す日程までに作成し、納品すること。

①内容

②運営組織体制図

③会場運営組織体制図(受付、会場誘導・整理、記録、展示、監視、連絡調整等役割分担)

④企画構成演出、進行表、台本

⑤スケジュール表(リハーサル、本番日の全体、出演者、スタッフの行動が把握できるもの)

⑥会場図(搬入・搬出口、司会・出演者控え室の配置等出演者に関する図面及び来賓、実施本部の控え室等運営に関する図面)

⑦舞台構成図(舞台美術・装飾、映像、照明、音響関係図面)

- ⑧会場装飾図
- ⑨スタッフ配置表
- ⑩緊急時の対応体制（地震・火災発生時、体調不良者・けが人発生時）
- ⑪バリアフリー対策計画
- ⑫交通輸送計画（会場への旅客運送、乗降整理、駐車場の調査及び確保対策、駐車場整理等）
- ⑬広報計画
- ⑭その他必要な事項

## （２）運営体制の整備

- ①イベントの統制を行うための運営本部を設置し、必要な備品（通信用トランシーバー等）を配置すること。
- ②運営本部を機能させるため、業務責任者を含む人的体制をつくり、円滑なイベントの進行管理を行うこと。

## （３）諸物品の作成及び調達

- ①運営等各種マニュアルの作成（非常時の対応等を含む）
- ②関係者（来賓、講師、出演者、出展者、スタッフ、事務局等）証の作成及び配布
- ③その他、本催事の実施に必要な諸物品の作成及び調達

## （４）本催事の企画及び運営の実施

- ① 本催事の各イベント及び事業の準備から終了までの進行管理、関係機関や出演者、出展者等との交渉・連絡調整、会場運営等一切の業務を受託者において行うこと。これらに要する人件費及び旅費（講師、出演者及び出展者等への謝金・旅費等を含む）、会場使用料等を含めすべての経費を委託費に含めるものとし、受託者において支払を行うこと。  
また、本業務を確実に実施するために必要な人員は受託者において適切に配置し、また、人員に係る謝金、賃金、交通費、食事等の経費についても全て委託費に含め、受託者において支払を行うこと。
- ② なお、企画運営の実施に当たっては発注者と密に連絡をとり協議を行いながら進めること。

## 【各イベント共通の業務内容】

### （ア）事前調整

- ア 関係者（機関）との事前打ち合わせ
- イ 企画運営に必要な調査、各種申請手続

### （イ）スケジュールの作成

- ア 業務実施スケジュールの作成

### （ウ）会場・舞台の設営業務

- ア 会場の確保（使用料の支払を含む。）
- イ 会場装飾、各種看板・案内所・受付等の設営
- ウ 会場設営・撤去、設備（舞台美術、照明・音響機材、大型映像設備、電気設備及びそれに伴う設営工事）等の設営、操作、維持管理及び撤去
- エ 障がい者等に配慮した会場設営
  - ・ステージ、講演等への手話通訳者、要約筆記者及び音声ガイドの配置  
（手話通訳者及び要約筆記者の手配（派遣依頼先）については、発注者の団体派遣制度を活用すること）
  - ・救護室の設置（障がい者の対応に慣れた看護師を配置すること）

- ・託児室の設置
  - ・障がい者、高齢者等に配慮した駐車場の確保
- オ 床面養生、撤去（現状復旧）

## （エ）運営

- ア 運営マニュアル（雨天・非常時の対応を含む）の作成
- イ 会場レイアウト、装飾・サイン計画の作成と施工
- ウ 構成企画・演出・司会進行、台本の作成
- エ ディレクター、舞台監督、音響・照明等のオペレーター及び舞台美術等の技術スタッフ（経験と実績のある者であること）の配置、誘導等各所要員の配置
- オ 運営に必要な舞台美術、音響・照明等のプランの作成と実施
- カ 会場（駐車場を含む。）管理（警備を含む。）及び誘導
- キ 障がい等に配慮した対応
  - ・手話通訳者、要約筆記者及び音声ガイドの配置  
（手話通訳者及び要約筆記者の手配（派遣依頼先）については、発注者の団体派遣制度を活用すること。）
  - ・インターネット動画の配信
  - ・救護者の配置（障がい者の対応に慣れた看護師を配置すること。）
  - ・託児者（保育士等）の配置
  - ・車いす介助員の配置
  - ・ジャンボタクシー等乗降場、会場出入口における介助員の配置
  - ・重度の障がいのある方の対応として、1人につき1人体制で対応できる者の配置
  - ・その他、手話通訳者など障がいに応じた支援にあたるスタッフの配置
- ク 各種備品、消耗品の手配
- ケ 原則すべてのスタッフへの昼食（弁当）の手配、控室の手配
- コ イベント保険加入
- サ 清掃、ゴミ収集及び処分

## （オ）出演者（出展者）及び来賓への対応業務

- ア 出演者（団体）への出演交渉（又は募集等）
- イ 出演者（団体）との打ち合わせ、説明会の実施及びそれらに要する資料作成
- ウ 舞台構成やスケジュールに関する出演者（団体）との連絡調整、当日スケジュール管理
- エ 出演者（団体）情報及び演目情報の調査、打ち合わせ等に必要な資料作成
- オ 荷物等の搬入搬出に係る出演者（団体）から依頼された作業
- カ 出演者（団体）及びその演目について施設使用に関する施設管理者との打ち合わせ及びその状況等の出演者（団体）への連絡、調整
- キ リハーサル調整とその実施
- ク 控室の確保、受け入れ及び誘導（駐車場の確保を含む。）
- ケ アテンド（障がい者が出演するイベント等にあつてはスケジュール、対応人員数など余裕を持った体制を要することがある点に配慮すること）
- コ 弁当発注と支払、出演料・謝金の支払
- サ 来賓対応については、上記アからコまでと同様とする。

## （カ）来場者に関する業務

- ア 会場と会場の最寄り駅間の来場者旅客運送（無料のジャンボタクシー運行等）、乗降場確保及び乗降時案内誘導
- イ 駐車場規模、駐車可能台数を調査した上で駐車場を確保すること（不足が見込まれる場

- 合は、周辺駐車場を借り臨時駐車場を確保するなどの対応をとること。)
- ウ 会場周辺の歓迎・誘導看板等の製作、設営（手続等含む）及び撤去
- エ 来場者の整理、休憩スペース確保、救護、安全確保及び危機管理
- オ 来場者数カウント、来場者アンケートの実施

#### (キ) 広報に関する業務

- ア 出演団体募集に係るチラシの作成並びに発送業務
  - イ 開催に係るチラシ・ポスター・リーフレットの作成並びに発送業務（発送に必要な封筒、送料等を含む）
    - ※ア及びイの発送先について、県内障がい福祉・文化芸術関係団体等約 700 箇所は必須
  - ウ プログラムの制作及び会場配付
  - エ 案内看板の制作及び設置
  - オ テレビCM及びラジオCMの制作及び放送
  - カ 新聞広告の制作及び掲載
  - キ 地元メディア情報誌の広告制作及び掲載
  - ク ウェブサイトの制作及び掲載
  - ケ 本催事のPR及び記録用の写真・動画撮影
  - コ その他本催事の広報に必要な業務
- ※ 企画制作に当たっては、障がい特性に配慮すること（チラシ等印刷物については、SPコードの作成、点字版の作成、見えやすい文字の大きさ、色などを使用。映像については手話・字幕付き、など）

#### (ク) その他

- ア 施設管理者との打ち合わせ、調整及び所要の申請手続
- イ 消防署、道路管理者、交通管理者等との打ち合わせ、調整及び所要の申請手続
- ウ 会場内外での物品・飲食物販売店舗等に係る所要の申請手続
- エ 会場整理及び会場・敷地内警備
- オ スタンプラリーの実施  
(景品は、障がい者就労系事業所へ発注すること。基本単価は1000円程度とすること。)

#### 【開催計画案で計画している各イベント】

上記【各イベント共通の業務内容】を基本業務とした上で、以下のイベントごとに記載する内容に留意し企画運営の実施に当たること。なお、発注者が予約を行っている会場の状況は別添4「各イベント会場予約等の状況」のとおりである。

公募による県内の障がい者（団体）の舞台出演への謝金は、1者（団体）15,000円を見込むこと。

講演会等については、実施内容は発注者と十分協議して決定することとし、経費は、謝金、交通費等を含め、100万円を確保すること。

原則、各イベント出演者について、求めに応じてリハーサルを行えるようにすること。また、それに要する経費も本委託に含めること。

【全体スケジュール】 [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心]

オープニングステージ、主催者のあいさつなど、大会の幕開けを飾る盛大なオープニングセレモニーに続いて、県内公募団体による舞台発表を行う。

また、福祉サービス事業所による販売コーナー、障がい者アート等に触れることができる体験コーナー等の事業を実施する。

会場	開催時間	概要
アトリウム	【10月13日】 10:00～11:00	オープニングステージ(多くの県民に参加していただくことのできる魅力ある障がい者等によるステージなど) セレモニー(主催者・来賓挨拶等)
	11:00～17:00	ステージ発表(県内公募団体)
アトリウム	10:00～17:00	障がいサービス事業所による販売コーナー、障がい福祉に係る啓発展示
セミナールーム3	10:00～17:00	講演会等及びバリアフリー映画
小ホール	10:00～17:00	体験コーナー、スポーツレクリエーション体験
セミナールーム7・8		スタッフルーム
小ホールホワイエ	10:00～17:00	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者芸術文化活動推進知事連盟(以下「知事連盟」という。)連携障がい者アート展、全国障害者芸術・文化祭PRブース、あいサポートコーナー
第8～10楽屋		出演者控え室(男子更衣室及び女子更衣室を含む)
セミナールーム1	10:00～17:00	障がい者アートの展示
セミナールーム2		救護室
リハーサル室		出演者控え室
第1・2練習室		出演者控え室
セミナールーム9		託児室、休憩室
セミナールーム4・5・6		出演者控え室
アトリウム	【10月14日】 10:00～16:00	ステージ発表(県内公募団体)
	16:00～17:00	フィナーレステージ
アトリウム	10:00～17:00	障がいサービス事業所による販売コーナー、障がい福祉に係る啓発展示
セミナールーム3	10:00～17:00	バリアフリー映画
小ホール	10:00～17:00	体験コーナー、スポーツレクリエーション体験
セミナールーム7・8		スタッフルーム
小ホールホワイエ	10:00～17:00	知事連盟連携障がい者アート展、全国障害者芸術・文化祭PRブース、あいサポートコーナー
第8～10楽屋		出演者控え室(男子更衣室及び女子更衣室を含む)
セミナールーム1	10:00～17:00	障がい者アートの展示
セミナールーム2		救護室
リハーサル室		出演者控え室
第1・2練習室		出演者控え室
セミナールーム9		託児室、休憩室
セミナールーム4・5・6		出演者控え室

(ア) オープニングステージ [10月13日(土)・倉吉未来中心アトリウム]

主催者のあいさつなどと魅力あるステージを実施する。

会場	開催時間	概要
アトリウム	<b>【10月13日】</b> 10:00～11:00	オープニングステージ(多くの県民に参加していただくことのできる魅力ある障がい者等によるステージなど) セレモニー(開会宣言、主催者・来賓挨拶等)
リハーサル室		出演者控え室
第1・2練習室		出演者控え室
第8～10楽屋		出演者控え室(男子更衣室及び女子更衣室を含む)
セミナールーム4・5・6		出演者控え室
<b>&lt;特記事項&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会の幕開けを飾る盛大なオープニングステージとする</li> <li>・内容の企画、運営の統括、調整、司会進行、ステージスタッフ、会場設営等の業務を行う</li> <li>・出演者への謝金、交通費の支払い、十分な連絡調整を行う</li> </ul>		

(イ) 県内公募団体によるステージ発表 [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心アトリウム]

会場	開催時間	概要
アトリウム	<b>【10月13日】</b> 11:00～17:00	ステージ発表(県内公募団体)
リハーサル室		出演者控え室
第1・2練習室		出演者控え室
第8～10楽屋		出演者控え室(男子更衣室及び女子更衣室を含む)
セミナールーム4・5・6		出演者控え室
アトリウム	<b>【10月14日】</b> 10:00～16:00	ステージ発表(県内公募団体)
リハーサル室		出演者控え室
第1・2練習室		出演者控え室
第8～10楽屋		出演者控え室(男子更衣室及び女子更衣室を含む)
セミナールーム4・5・6		出演者控え室
<b>&lt;特記事項&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営の統括、調整、司会進行、ステージスタッフ、会場設営等の業務を行う</li> <li>・県内での公募により出演団体(者)を決定する(40団体程度)</li> <li>・出演団体説明会を開催するとともに、出演に当たっては、十分な連絡調整を行う</li> <li>・開催日2日前に会場設営し、前日に出演者リハーサルを行う</li> <li>・出演者への謝金、交通費の支払い、昼食の手配と支払いを行う</li> <li>・ステージの設営に当たっては、リノリウム等を利用するなど、素足での演技に支障がなく、また、車いすの出演者のステージ乗降に配慮した段差のないものとする</li> </ul>		

(ウ) 講演会等及びバリアフリー映画 [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心セミナールーム3]

会場	開催時間	概要
セミナールーム3	<b>【10月13日】</b> 10:00～17:00	講演会等及びバリアフリー映画
セミナールーム3	<b>【10月14日】</b> 10:00～17:00	バリアフリー映画
<b>&lt;特記事項&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営の統括、調整、司会進行、会場スタッフ、会場設営等の業務を行う</li> <li>・バリアフリー映画の内容の企画、講演会等に係る謝金・交通費の支払等の企画運営実施業務</li> <li>・講演会等の内容については発注者と十分協議し決定することとし、経費は、謝金、交通費等を含め、100万円を確保すること</li> </ul>		

(エ) 体験コーナー [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心小ホール]

障がい者アート等に触れることができる体験コーナーを実施する。

会場	開催時間	概要
小ホール	【10月13日】 10:00～17:00	体験コーナー
小ホール	【10月14日】 10:00～17:00	体験コーナー
<特記事項> ・運営の統括、調整、司会進行、会場スタッフ、会場設営等の業務を行う ・来場者が気軽に参加できる内容とし、内容の企画、講師選定、調整、ブース設営謝金、旅費、材料費等の支払を行う ・1日3種類程度(2日間で計6種類程度)実施する		

(オ) スポーツレクリエーション体験 [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心小ホール]

スポーツレクリエーションの体験コーナーを実施する。

会場	開催時間	概要
小ホール	【10月13日】 10:00～17:00	スポーツレクリエーション体験コーナー
小ホール	【10月14日】 10:00～17:00	スポーツレクリエーション体験コーナー
<特記事項> ・ハンドアーチェリーなど、だれでも簡単に参加できるスポーツレクリエーションを提案すること ・内容の企画運営の統括、調整、会場スタッフ、必要な備品の手配会場設営等の業務を行う ・3種類程度実施する		

(カ) あいサポートコーナー [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心小ホールホワイエ]

鳥取県が推進するあいサポート運動の普及啓発等を行うあいサポートコーナーを設置する。

会場	開催時間	概要
小ホールホワイエ	【10月13日】 10:00～17:00	あいサポートコーナー
小ホールホワイエ	【10月14日】 10:00～17:00	あいサポートコーナー
<特記事項> ・あいサポート運動に関するポスターの掲示、DVDの上映、関連事業のチラシ配布等を行う ・掲示するポスター等の内容については、発注者と協議すること		

(キ) 障がい者アートの展示 [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心セミナールーム1]

障がい者アートの展示を行う。

会場	開催時間	概要
セミナールーム1	【10月13日】 10:00～17:00	障がい者アートの展示
セミナールーム1	【10月14日】 10:00～17:00	障がい者アートの展示
<特記事項> ・作品選定に当たっては、「あいサポート・アートインフォメーションセンター」と協議すること。 ・キャプションの作成、作品の展示レイアウト作成、作品の運搬、展示作業、サイン類の作成と設置を行う。 ・作品保管期間中すべてを対象とする「展示一貫保険」に加入すること。		



(ク) 障がい者サービス事業所による販売コーナー [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心アトリウム]

福祉サービス事業所による販売コーナーを設ける。

会場	開催時間	概要
	<b>【10月13日】</b>	
アトリウム	10:00～17:00	障がいサービス事業所による販売コーナー、障がい福祉に係る啓発展示
	<b>【10月14日】</b>	
アトリウム	10:00～17:00	障がいサービス事業所による販売コーナー、障がい福祉に係る啓発展示
<b>&lt;特記事項&gt;</b> ・福祉の店の出店者(障がいサービス事業所)と十分な連絡調整・連携した上で、軽食やスイーツの販売コーナーを設ける。 ・ブース設営、床養生、物販に係る手続		

(ケ) 障がい者アートの展示 [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心小ホールホワイエ]  
 知事連盟に係る連携イベントとして、加盟都道府県(以下「加盟県」という。)が参加する障がい者アート作品展を開催する。

会場	開催時間	概要
	<b>【10月13日】</b>	
小ホールホワイエ	10:00～17:00	知事連盟連携イベント(作品展)
	<b>【10月14日】</b>	
小ホールホワイエ	10:00～17:00	知事連盟連携イベント(作品展)
<b>&lt;特記事項&gt;</b> ・7加盟県程度の参加及び20作品程度を目安とする。 ・各参加加盟県から送付される作品を9月下旬以降に受け付け、善良な管理者の注意をもって管理及び保管する。 ・看板及び作品のキャプションを作成する。 ・作品を会場に搬入し、展示する。 ・作品を梱包し、各参加加盟県へ返却する。		

(コ) 全国障害者芸術・文化祭のPRブース [10月13日(土)、14日(日)・倉吉未来中心小ホールホワイエ]

大分県において平成30年10月6日から同年11月25日まで開催される「第18回全国障害者芸術・文化祭おいた大会」をPRするブースを設置する。

会場	開催時間	概要
	<b>【10月13日】</b>	
小ホールホワイエ	10:00～17:00	全国障害者芸術・文化祭PRブース
	<b>【10月14日】</b>	
小ホールホワイエ	10:00～17:00	全国障害者芸術・文化祭PRブース
<b>&lt;特記事項&gt;</b> ・長机2台分程度のスペースを目安とする。 ・PR動画を上映することとし、必要な機器(モニター等)を準備すること。 ・PRするための素材は、原則、発注者が準備する。		

(サ) フィナーレステージ [10月14日(日)・倉吉未来中心アトリウム]

大会のフィナーレを飾る盛大なフィナーレステージを行う

会場	開催時間	概要
	<b>【10月14日】</b>	
アトリウム	16:00～17:00	フィナーレステージ
リハーサル室		出演者控え室
第1・2練習室		出演者控え室
第8～10楽屋		出演者控え室(男子更衣室及び女子更衣室を含む)
セミナールーム4・5・6		出演者控え室
<b>&lt;特記事項&gt;</b> ・フィナーレにふさわしく、心に残る感動的なフィナーレのステージを企画すること ・内容の企画、運営の統括、調整、司会進行、ステージスタッフ、会場設営等の業務を行う ・出演者への謝金、交通費の支払い、十分な連絡調整を行う		

## (5) 広報

- ①出演予定者の練習風景や思い、生き様などを紹介する感動的な番組の制作及び放送
- ②各イベント（展示イベントを除く）のインターネットによる動画同時配信

## 4 報告書の内容

本業務の報告書の内容は次のとおりとする。

### (1) 実績報告書（別添様式）

- ①事業報告書（A4版、カラー） 3部  
（各イベント別参加者数実績、出演者（団体）実績を含むこと）
- ②①の電子データ（CD-ROM 1枚）
- ③作成資料・参考資料一式
- ④記録映像・画像電子データ（CD-ROM 1枚）

### (2) 収支決算書

### (3) その他必要資料

## 5 その他

### (1) 著作権の譲渡等

ア 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

イ 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

ウ 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

エ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

オ 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、その方法等について発注者と受託者が協議の上、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。

カ 発注者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、その方法等について発注者と受託者が協議の上、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

キ 受託者は、発注者に対して、本条第1項に規定する著作物のうち、地上波テレビ放送に関するものに限り、著作権を譲渡しないこととする。

ク 発注者は、前項の著作物につき、受託者が許諾したときに限り、利用することができる。

### (2) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第11条第2項及び第3項の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、委託業務に関し知り得た情報を漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。

### (3) 業務の実施に当たっては、コスト削減に努めるとともに、障がいに対する配慮、バリアフリー対応、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した計画づくりに努めること。

### (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定する。

様式

## 実績報告書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

⑩

平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営委託業務について、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 委託業務に関する事業報告書（様式任意）
- 2 委託業務に関する収支決算書（様式任意）
- 3 その他